

敦賀駅交流施設利用許可申請書

年 月 日

敦賀駅交流施設

指定管理者 あて

申請者 住 所

団 体 名

氏 名

電話番号

次のとおり申請します。

利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 午 ^前 時 分 から 月 日 午 ^前 時 分 まで 後 後
利用施設・面積	多目的室 ギャラリー <u> </u> m ² ・ ポスター等の掲示 <u> </u> 枚 休憩所 <u> </u> m ²
入場予定人員	男 人 女 人 (計 人)
利 用 責 任 者	住所 氏名又は 名称 TEL

申込方法及び注意事項

- 1 受付は、利用される日の前7日までの間に行うことができます。受付時間は、午前8時00分から午後8時00分までとします。間違いを防ぐため、電話、郵便、口頭等での受付はいたしませんので直接来所してください。
- 2 次の場合は、利用を許可されません。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 管理上支障があると認められるとき。
 - (4) 食品衛生法等の営業許可等が必要なものにおいて、許可を得ていないとき。
 - (5) その他指定管理者が不適當であると認めるとき。
- 3 利用時間は、準備や後始末に要する時間を含みます。
- 4 利用に当たって特別な設備、器具等を設置し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けてください。
- 5 施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければなりません。
- 6 許可を受けた目的以外に敦賀駅交流施設を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできません。
- 7 利用者が未成年の場合は、必ず保護者が申請手続きを行ってください。また、利用中の責任は保護者になり、発生したトラブルや損害について、指定管理者は、その責めを負わないこととします。